経営体育成基盤整備事業小山中央南地区第 11 号事業計画書（公共事業再評価）作成業務委託応募要領

第１　業務名

経営体育成基盤整備事業小山中央南地区第 11 号事業計画書(公共事業再評価）作成業務委託

第２　業務の目的及び概要

１　目的

本業務は、経営体育成基盤整備事業小山中央南地区の公共事業再評価※1資料を作成するものである。

※1「公共事業再評価」とは、政策等の評価に関する条例（平成 15 年 10 月 9 日付け岩手県条例第 60 号）第４条(3)に基づいて実施する評価である。

２　概要

(1)　業務内容

公共事業再評価資料作成　１式

（区画整理事業　A=180.9ha）

(2)　業務場所

奥州市胆沢小山地内

第３　応募資格

本業務の応募資格は、次の各号の全てに該当する者であること。

(1)　「令和８・９年度建設関連業務指名競争入札参加資格者名簿」に登載されていること。又は、令和 07・08・09 年度農林水産省競争参加資格（全省統一資格・「役務の提供等」）を有していること。

(2)　県内に本店又は営業所を有していること。ただし、第 3(7)の技術者が常駐していること。

(3)　地方自治法施行令第 167 条の４の規定に該当しないこと。

(4)　建設関連業務に係る指名停止等措置基準（平成 18 年６月６日付建振）第 141 号)」による指名停止を受けている期間中ではないこと。

(5)　過去 10 年間（平成 28 年度～令和７年度）において、県内の国・県営にかかる、ほ場整備事業等※2の事業計画書作成業務※3の実績があること。

※２　「ほ場整備事業等」とは、経営体育成基盤整備事業、中山間地域総合整備事業等における区画整理事業及び農用地造成事業など、換地処分を伴う農業農村整備事業である。

※３　「事業計画書作成業務」とは、事業採択前の地区調査の段階において行う、事業計画書作成に係る「費用対効果算定」や「調査計画」などの業務である。また、計画変更において行う、事業計画書作成に係る業務も含む。

(6)　役員等が、暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第２号に規定する暴力団、暴力団員（同法第２条

第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。

(7)　応募する者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある次のⅠ及びⅡに該当する技術者を有していること。

なお、「恒常的な雇用関係」とは、参加意思確認書の提出日において３か月以上の雇用関係にあることをいう。

Ⅰ　次のア～カのいずれかに該当する者

ア　技術士（総合技術監理部門：農業－農業土木）

イ　技術士（農業部門：農業土木）

ウ　ＲＣＣＭ（農業土木）で、同種・類似業務※4における管理技術者の実績を有する者

エ　大学又は及び高等専門学校卒業後、農業土木業務の経験が 20 年以上で、同種・類似業務※4における管理技術者の実績を有する者

オ　高等学校又は専修学校卒業後、農業土木業務の経験が 25 年以上で、同種・類似業務※4における管理技術者の実績を有する者

カ　農業土木技術管理士

Ⅱ　過去 10 年間（平成 28 年度～令和７年度）において、県内の国・県営事業における換地業務の実務経験を有する土地改良換地士

※４　「同種・類似業務」とは、ほ場整備事業等の事業計画書作成業務及び変更事業計画書作成業務である。

第４　応募手続

１　募集期間

令和８年 11 月６日(金) ～ 令和８年 11 月 16 日(月)

２　応募方法等

次に示す資料を第６の「応募・照会等窓口」に提出すること。

(1)　提出資料

別紙様式１「参加意思確認書」　１部

(2)　受付日時等

受付曜日は月曜日～金曜日（祝祭日を除く)、受付時間は午前９時～午後５時とする。

第５　事業実施期間

委託契約締結の日から令和９年３月 26 日(金)までとする。

第６　応募・照会等窓口

〒023-1111　岩手県奥州市江刺大通り 7-13

県南広域振興局農政部農村整備室　農地整備課農地整備第２チーム

TEL 0197-35-8443　FAX 0197-35-8447

第７　その他

１　参加意思確認書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

２　提出された参加意思確認書は、返却しない。

３　提出された参加意思確認書は、本委託業務にかかる事務手続き以外に、提出者に無断で使用しない。

４　募集期間以降における参加意思確認書の差し替え及び再提出は認めない。

５　参加意思確認書に虚偽の記載をした場合には、参加意思確認書を無効とする。

６　委託契約締結後、本業務の成果に関する次の各号に掲げる権利等は、県南広域振興局長が継承するものとする。

(1)　特許を受ける権利又は当該権利に基づく特許権

(2)　著作権(著作権法(昭和 45 年法律第 48 号)第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。)